

【件名】

妊婦健康診査にかかる受診費用助成の拡充について

【要旨】（目的・内容・対象・時期・今後の方向等）

区では、これまでも妊娠届出をした妊婦に対して、受診票の交付及び償還払いの方法により、妊婦健康診査にかかる受診費用の助成を行ってきたところである。

国及び東京都の直近の動向などを踏まえ、この費用助成を拡充することとしたので、概要を報告する。

1 超音波検査の助成回数の増加

(1) 拡充内容

妊婦健康診査における超音波検査について、現状では1回分の助成を行っているが、国が示す基準に合わせ、助成回数を4回に拡充する。

(2) 拡充の対象

令和5年4月1日以降に妊娠届出をした妊婦

(3) 対応・周知

① 事業開始以降に妊娠届をした妊婦

妊娠届出時に、助成回数増分の受診票を合わせて交付する。

② 4月1日から事業開始までに妊娠届をした妊婦

助成回数増加分の受診票を追加交付する。

（すでに助成の対象となる検査を受診している者に対しては、償還払いの方法で助成する）

(4) スケジュール（予定）

令和5年7月 対象者への受診票の追加交付の開始

8月 償還払いの受付開始

2 多胎妊婦に対する費用助成回数の追加

(1) 拡充内容

通常、妊婦健康診査に対しては14回分の助成を行っているが、より頻回な妊婦健康診査を要する多胎妊婦が追加で受診する費用のうち、5回分を限度に償還払いの方法で助成する。

(2) 拡充の対象

令和5年4月1日以降に15回目以降の妊婦健康診査を受診した多胎の妊産婦

(3) 対応・周知

① 事業開始前に、多胎児の妊娠及び出生を届け出た妊産婦

多胎児の妊娠及び出生を届け出た妊産婦に対して、案内を送付する。また、すこやか福祉センターにも周知を依頼する。

② 事業開始後に多胎児の妊娠を届け出た妊婦
妊娠届出時、受診票の交付時に案内する。

(4) スケジュール (予定)

令和5年7月 多胎妊婦、産婦への周知開始
8月 償還払いの受付開始